

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 17 年 2 月 24 日

会社名 KDDI 株式会社
(コード番号 9433 東証第 1 部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、株主・投資家の皆様との信頼関係の構築を経営の最重点事項と位置づけ投資判断に影響を与える会社情報については、証券取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、「適時開示規則」という。）」等に則り、適時、適切な開示に努めております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 情報取扱責任者及び事務局等の設置

当社は、適時開示規則に定める会社情報の管理及び適時開示の管理責任者として総務本部長を情報取扱責任者に任命し、事務局を総務本部総務部としております。

また、決算期に開示する決算情報の集約等については、「ディスクロージャー委員会」を設置し、事務局を経営管理本部経理部としております。

(2) 社内意思決定及び会社情報開示

会社の重要な内部情報の管理については、社内規程を制定し、総務部は社内各部門等から報告をうけ、原則、取締役会又は経営会議の承認を経て、適時開示規則等に則り、情報取扱責任者が東京証券取引所へ開示することとしております。

また、緊急に開示すべき事実が発生した場合には、社長又は情報取扱責任者の判断により迅速な会社情報の開示を行なうこととしております。

なお、決算期に開示する決算情報については、よりの確な会社情報の開示を行うために、「ディスクロージャー委員会」にて集中的に審議を行っております。

(3) 適時開示に係るチェック機能等

総務部は情報取扱責任者の指示のもと、適時開示規則等に則り、情報の開示の要否、開示内容等の確認を社内関係部門又は必要に応じて会計監査人、弁護士等と行っております。また、経営のチェック機能の一環として、各監査役は商法上の監査のほか、監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、会計監査人及び内部監査部門等と連携し、取締役会をはじめとする社内主要会議への出席並びに当社及び国内外の子会社等の監査により、取締役の職務執行状況の監査を行っております。

会社情報の適時開示の主な社内体制図は下記のとおりです。

